

医師等資格確認検索システムについて

平成 19 年 10 月 29 日
被害者遺族 古館恵美子

平成 19 年 4 月 1 日から厚生労働省は、医師免許の資格確認が行えるシステムを約 1300 万円かけて開発した。医師の情報がインターネットで公開され、日本の医療も情報公開が進み一歩前進かと期待したが、その内容を見ると多額の税金を使ったにもかかわらず、ほとんど情報が得られない結果となった。

(医師等資格確認検索：<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/top.jsp>)

患者がニセ医者を見分けられるようにと運用がスタートしたということだが、そもそもニセ医者かニセ医者でないかという問題は、病院が医師を採用するときに確認するものであり、また新しく医院を開設するときには保健所の許可が必要であり、その際保健所が医師免許を確認するものであって、患者がいちいち「今、診てもらっている医師は医師免許を持っているのかしら？」などと確認する必要など本来無いはずである。

このシステムで分かる情報は、医師の氏名、性別、登録年、行政処分で医業停止になった期間（停止期間中だけ表示される）だけである。同姓同名の医師が何人もいれば調べても特定することはできず、さらにこのデータベースには既に死亡した医師が数万人分も含まれている。医師の遺族からの申請がない限り登録を抹消できないという。こんないい加減なシステムを作ったことで、かえってニセ医者にこれを悪用される危険性がある。

このシステムの開始にあたって、厚生労働省はホームページに医師等でない者からの医療の提供等を防止し、国民の生命・健康を保護する観点から資格確認を行うことを可能にしたとあるが、国民に一番重要な情報は、**過去にどのような行政処分を受けているか**である。犯罪や医療過誤で刑事事件になった医師は、刑事事件の判決を基に行政処分を受けるが、医業停止期間が過ぎるとそれに関する情報は完全に消えてしまう。停止期間中は医業が禁止されているので、一切の診療行為ができないわけだから、停止期間中だけ行政処分の情報を載せてもあまり意味がない。

娘の命を奪った墨一郎は、3年6ヶ月の医業停止期間が平成 19 年 9 月 30 日で終了のはずだが、その前日である 9 月 29 日にその行政処分の情報は前記検索システムから消去された。たった 1 日のことと言うかもしれないが、全く被害者への配慮のかけらも無

く、機械的に処理し、跡形も無く復帰させている現状に怒りとともに恐ろしさを感じる。墨一郎はもうすでに何処かの医療機関で医師として働いているかもしれないが、それを知る情報はまったく無い。休んでいた間に医療知識、技術が向上したのであれば患者は少し安心できるが、医業を禁止されていたわけだから向上するはずがない。再び同じような医療過誤を引き起こす危険性は確実に増大しているはずである。さらに反省している様子も見られず、そうした人間を医療現場に簡単に戻すことは倫理上からも大きな問題があると言わざるを得ない。医師としての能力、資質が無いまま、再び墨一郎が医療行為をすることの恐ろしさを痛感する。

国民が何も知らされないまま行政処分を受けた医師に治療され、再び被害に遭ってしまったとき厚生労働省はどう責任をとってくれるのか。国民には知る権利があるはずである。医療機関に掛かるときの病院選び、医師を信頼して治療を任せるときに、行政処分に関する情報は最低限必要な情報ではないのか。その情報が得られない現状では、国民の生命・健康は守られるはずがなく、厚生労働省は真に国民の方を見て情報公開を推進してもらいたい。

更生を強制的に求められる刑罰の前科を知らしめることとは全く次元の異なる論議であり、厚生労働省が自ら判断し、その責任において行政処分した事実を残すことは決して人権を損なうものではない。国民大多数の利益(生命)を守ることこそが行政の使命であり、それほどに医師の資格というものは重く、生きている限りに効力を持つものだからである。

以上